

各種サービスをご利用ください



自力での除排雪が困難な個人のかた

高齢者宅へ雪寄せ援助員を派遣します

対象▶日常生活上の援助を要する、おおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せの援助が必要なかた
支援内容▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで、1回1時間以内。利用料は1回300円

申込 お住まいの地区の地域包括支援センター、在宅介護支援センターへ。詳しくは、長寿福祉課へお問い合わせください☎(866)8760

除雪ボランティアを派遣します

対象▶高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯で、次の①～③のすべてに該当するかた

- ①自力で除雪ができない
- ②市内に親子・兄弟などがいない
- ③業者への除雪依頼が経済的に困難である

次の場合に派遣します▶ガスボンベ、ストーブの排気口が雪で覆われて危険な場合／積雪で窓ガラスが割れそうな場合／その他、降雪により危険な場合

申込 秋田市ボランティアセンター☎(862)9774
秋田市社会福祉協議会☎(862)7445



除雪ボランティアにご登録ください

上記の除雪ボランティア(個人・団体・企業)を募集します。活動場所への移動、防寒着の準備は各自でお願いします。申し込みは、秋田市ボランティアセンターへ。☎(862)9774(秋田市社会福祉協議会内)

*除雪用具は同センターでも準備します。原則、ボランティア保険に秋田市社会福祉協議会で加入します。

企業・事業所のかたへ

地域の除雪へご協力をお願いします

積雪シーズンを迎えて、町内会などが中心になって地域の除雪活動を進めていますが、少子高齢化などによる担い手不足のため、「思うように除雪活動を行えない」といった声が届いています。

企業・事業所のみなさんは、社会貢献の一環として地域での除雪活動や上記の除雪ボランティアにぜひご協力をお願いします。

福祉総務課地域福祉推進室☎(866)2090

除雪後の間口を雪寄せ

対象▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建て住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみか、身体の不自由なかた(年齢は問わず)のみの世帯
*上記の高齢者と身体の不自由なかたが同居する場合も含まれます。

申込 道路除排雪対策本部☎(864)3643
*12月10日(水)からはコールセンターへ。☎(888)9400

豪雪時の屋根の雪下ろし費用を助成

道路豪雪対策本部設置時に雪下ろし費用を助成します。積雪で家屋倒壊の危険がある場合は、同本部が設置されていない場合でも、現地調査を行い助成の可否を決定しますので、下記へご連絡ください。

対象▶65歳以上の高齢者のみか、65歳未満の障がい者のみの世帯(市民税非課税で持ち家に限る)
*上記の高齢者と障がい者が同居する場合も含まれます。

助成額▶ひと冬に1世帯1回。雪下ろしのみは上限10,000円、雪下ろしと排雪の場合は上限15,000円

申込 65歳以上のかたは長寿福祉課☎(866)8760
障がい者は障がい福祉課☎(866)2093



昨冬の秋田ノーザンブレッツによるボランティア除雪

みなさまの
あたたかい
サポートを
お願いします



住宅地内に空き地を所有しているかたへ

地域の小規模堆雪場をご提供ください

住宅地内の空き地を、地域住民の堆雪場として町内会などに無償で貸していただける所有者のかたは、ぜひご協力ください。貸していただいた場合、翌年度の固定資産税(貸した土地が対象)の一部を減免します。

申し込みは12月19日(金)まで。詳しくは、道路除排雪対策本部へお問い合わせください。☎(864)3643
*12月10日(水)からはコールセンターへ。☎(888)9400

町内会などで除排雪を行う場合

町内会に小型除雪機や軽トラックを無料貸出



内容▶各地区コミュニティセンターなどに小型除雪機を配置し、町内会など地域住民で組織する団体が除排雪作業を行う場合に貸し出します。小型除雪機の運搬や排雪用に、軽トラックを北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンターなどに配置しています。燃料費は市が負担。詳しくは、生活総務課へお問い合わせください☎(866)2036

時間▶午前9時～午後4時(原則、半日単位で最大1日)

申込▶各地区コミセンまたは地域センターへ

個人の小型除雪機へ燃料を支給します

内容▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路などを除排雪する際に使用する、個人所有の小型除雪機や農業用機械の燃料を支給します

条件▶地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などの除雪作業であること

支給量▶1団体当たり年度内の上限は400ℓ

時期▶作業実施時に随時。3月31日(火)まで

申込▶直接①か②の窓口でお申し込みください。
①道路除排雪対策本部(寺内字蛭根85-9)
②北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター(平日のみ)

*申請書は、道路維持課のホームページから入手できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/snow/kikaikasidasi/>

地域での排雪に公園を開放



スノーダンプなど、人力での排雪に限り、降雪時から地域の街区公園や児童遊園地を堆雪場として開放します。次の点にご協力ください。公園課☎(866)2445

■雪の重みで破損する恐れがありますので、遊具や低木から離れた場所に雪を捨ててください

■雪以外のごみを混ぜないように排雪してください。雪解け後の清掃などは、地域のみなさんでご協力をお願いします



空き家の管理は適正に



市では、今年度「秋田市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き家の適正管理を推進しています。

空き家は所有者が適正に管理することが原則です。強風で屋根が飛んだり、落雪で近隣に被害をおよぼさないよう、建物の状態を定期的を確認して、必要に応じて修理や除雪を行いましょう。

通行人などに危害をおよぼすような危険な空き家の相談は、防災安全対策課へ。☎(866)2021
その他、相談窓口の案内・紹介のお問い合わせは、市民相談センターへ。☎(866)2039

運転手付きダンプなどを無料貸出

市への申し込み▶町内会やボランティア団体が実施する除排雪作業に対し、運転手付きのダンプトラック、または積み込み機械のいずれかを無料で貸し出します。事前に余裕を持って、道路除排雪対策本部へお申し込みください☎(864)3643

*12月10日(水)からはコールセンターへ。☎(888)9400

市社協への申し込み▶各地区の社協、町内会、ボランティア団体などに、小型除雪機、融雪機、融雪管、軽トラック、その他必要な除雪用具を貸し出します。秋田市社会福祉協議会へお申し込みください☎(862)7445

町内会の除雪活動のボランティア保険に補助

町内会で除雪活動を行う際に加入するボランティア保険を、1町内につき年度内1回、全額補助します。



申込▶活動日前日(活動日が土・日、祝日の場合は、活動日直前の平日)の午前中までに、秋田市社会福祉協議会へ☎(862)7445

路面の凍結抑制剤を配布します

配布対象▶坂道や交差点などの道路に散布する場合
配布場所▶道路維持課(寺内字蛭根85番9)

申込▶道路除排雪対策本部☎(864)3643
*12月10日(水)からはコールセンターへ。☎(888)9400